

令和 8 年度上島町パートタイム会計年度任用職員(弓削保育所)募集について

職種	勤務内容	募集人員	必要資格	勤務時間	勤務日数	時給
保育士	保育業務	1名	保育士	8時 30 分～16 時 30 分 ※勤務時間は変更する場合があります。	週 2～3 日以上 ※勤務日数は変更する場合があります。	1,425 円/時～
保育所登録補助者	保育補助業務	1名	特になし	12 時 00 分～15 時 00 分 ※勤務時間は変更する場合があります。	週 2～3 日以上 ※勤務日数は変更する場合があります。	1,218 円/時～

① 受験資格

- ・平成 20 年 4 月 1 日までに生まれた者
- ・地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条各号のいずれにも該当しない者

② 勤務条件等

- ・初任給を基礎として、本町職員として同一業務の職歴を有する場合、その職歴に応じて報酬を加算します。
- ・上島町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例等の定めるところにより交通費のほか、勤務時間及び任期に応じて期末手当、勤勉手当が支払われます。
- ・勤務時間及び任期、職種に応じて健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険又は災害補償に加入します。
- ・年次有給休暇と特別休暇（有給・無給）が付与されます。
- ・会計年度任用職員には、地方公務員法の服務規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限）が適用されます。
- ・パートタイム会計年度任用職員は、営利企業への従事等が可能です。が、職務に専念する義務、信用失墜行為の禁止等の観点及び法定労働時間（週 40 時間）の超過に係る確認のため、兼業する場合は届出が必要です。

③ 任用期間等

採用日～令和 9 年 3 月 31 日

任用の日から 1 ヶ月 の間は条件付き採用期間となります。

④ 受付期間及び受付場所

随時、弓削総合支所で受付(8 時 3 0 分～1 7 時 1 5 分まで。土・日、祝日を除く)。なお、応募があり次第随時面接を行い、必要人数の採用者認定後は受付を終了します。

⑤ 採用方法

面接による選考

⑥ 面接予定日・場所

申込受付終了後、各個人へ通知します。 ※面接場所：弓削総合支所

⑦ 申込方法

会計年度任用職員（パートタイム）応募用紙に必要事項を記入の上、弓削総合支所住民課または保育所に郵送もしくは持参してください（応募用紙は上島町ホームページに掲載）。

⑧ 申込先

〒794-2592 上島町弓削下弓削 210 番地

上島町役場 弓削総合支所住民課 TEL0897-77-2503